

上尾市における管理計画の認定基準

管理計画認定の基準
(1) 管理組合の運営
①管理者等が定められている ②監事が選任されている ③集会（総会）が年1回以上開催されている
(2) 管理規約
①管理規約が作成されている ②マンションの適切な管理のため、管理規約において管理上必要なときの専用部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められている ③マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められている
(3) 管理組合の経理
①管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われている ②修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない ③直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上滞納額が全体の1割以内である
(4) 長期修繕計画の作成及び見直し
①長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会（総会）にて決議されている ②長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われている ③長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されている ④長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない ⑤長期修繕計画の計画期間全体で修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない ⑥長期修繕計画期間の最終年度において、借入金の残高の無い長期修繕計画となっている
(5) その他
①管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害時の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っている